平成２４年（フ）第５４２号
静岡県浜松市西区伊左地町2193番地の１　シルバーハウスしおかぜ、前住所静岡県浜松市南区新橋町1022番地　シェールメゾン山内102
債務者　中嶋　　稔
１　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第７４号
長崎県島原市仁田町乙1574番地
債務者　川田　　薫
１　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１０５５号
札幌市中央区南12条西23丁目１番35―313号
債務者　佐藤あゆみ
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１１１号
札幌市東区北16条東16丁目３番10―105号
債務者　竹生　美香
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１７６号
北海道石狩市花川北３条３丁目４番地　花川中央団地13―506
債務者　岡内　仁志
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４５４号
札幌市北区北38条西３丁目２番26号　３階
債務者　南木　滋行
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４５５号
札幌市北区北38条西３丁目２番26号　３階
債務者　南木　麻理（旧姓坂本）
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５３２号
札幌市西区西町南12丁目４番９号　ノースランド西町Ａ―107号
債務者　中村　吉宏
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５５７号
札幌市豊平区月寒西２条７丁目１番６―601号
債務者　柴田　惠美
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５８７号
札幌市豊平区水車町１丁目４番８号　第12松井ビル204号
債務者　福士　幸一
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５８８号
札幌市豊平区水車町１丁目４番８号　第12松井ビル204号
債務者　福士　葉子
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６２１号
札幌市東区北47条東２丁目３番23号　左
債務者　半田　純子
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６２８号
札幌市白石区菊水２条１丁目８番８―206号
債務者　新井田　茂
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６３４号
北海道石狩郡当別町末広120番地２　町住93号
債務者　越崎　　歩（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６５２号
札幌市清田区平岡８条４丁目12番10号
債務者　吉田　絵美（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６９３号
札幌市東区北24条東７丁目３番７号　金盛マンションＢ103号
債務者　佐野　由伊（旧姓檜山）
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７１０号
札幌市中央区南７条西７丁目６番地１　ノーザンパレス77―504号
債務者　長谷部静香
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４２号
群馬県高崎市新町1745番地１　市住125号
債務者　大石沙奈江（旧姓眞崎）
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　前橋地方裁判所高崎支部